

令和5年度第1回鶴岡市障害者施策推進協議会 会議概要

- 日 時 令和5年11月29日（水） 午前9時30分～10時40分
- 場 所 市役所 別棟2号館 21、22、23号会議室
- 次 第
 1. 開会
 2. 会長挨拶
 3. 報告
 - ・ 障害者と障害福祉サービスの状況（資料1）
 4. 協議
 - ・ 鶴岡市障害者保健福祉計画と障害福祉計画の次期計画の概要（資料2）
 5. その他
 6. 閉会
- 出席委員（敬称略）

小野俊孝、佐藤豊継、長谷川薫、庄司敏明、木津美加子、板垣新弥（折居俊彦の代理出席）、村上未紀、矢野裕之、中西真、菅原貴久磨、佐久間一徳、橋本廣美、石塚研、山本久喜、本間仁子、佐藤満子、後藤重好
- 欠席委員（敬称略）

澤邊みさ子、阿部和廣、新田リエ、今野新一
- 市側出席者
健康福祉部参事兼福祉課長 佐藤尚子、福祉課長補佐 木島秀明、同課障害福祉主査 野口みゆき、瀬尾剛志、同課障害福祉係長 佐藤正好、同課障害福祉専門員 菅原史恵、同課主事 菅原美菜、阿部佳奈
- 公開・非公開の別 公開
- 傍聴者数 0人

3 報告 ・ 障害者と障害福祉サービスの状況

○ 主な発言

（委員）

療育手帳（知的）の交付状況について、0～5歳、6～12歳での新規取得者数が多く、いい意味で驚いた。当該年齢での新規取得者が多い理由があれば教えていただきたい。

（事務局）

健康課で、1歳6か月と3歳で乳幼児健診を実施しており、就学前に教育委員会で就学前健診を実施しています。そのなかで、発達の遅れが目立つ子どもについては、健康課の保健師が個別に相談対応を行い、子ども医療療育センターなどへつないでいることが、療育手帳の取得につながっているものと考えています。

(委員)

早めに対応をすることは良いことなので、良い意味で驚きました。続いて、精神障害者保健福祉手帳の交付状況について、31～35歳、36～40歳における喪失者が多い理由は为什么呢。

(事務局)

喪失者数の中には転出による喪失が含まれるため、当該年代においては他市町村への転出によるものと考えられます。

(委員)

自立支援医療（精神通院）の利用状況について、平成30年度から令和4年度までの5年間で173人利用者が増加していると記載があるが、そのうち発達障害に起因する受給者は何名いるのか、分かれば教えていただきたい。

(事務局)

新規取得の状況ということであればお答えできます。令和4年度の新規取得者は44名であり、そのうち6名は発達障害による新規取得者となっています。

(委員)

障害福祉サービスの給付等の状況について、国で制度化しているサービスを全て記載するというのではなく、給付の状況なので、給付実績がないサービスについては記載が省略されていると考えるが、給付がない状況であっても、なぜ給付がないのかを含めて記載すべきではないでしょうか。障害福祉計画では、給付がないサービスも計画に記載されるものと考えており、今回の資料にはないサービスとして、行動援護というサービスがあります。この行動援護は、より重度な障害区分の区分3以上で、認定調査で10点以上という重度な障害者に対する行動援護のサービスとなります。もう一つは、重度障害者等包括支援というサービスがあります。これは、障害者の状況に応じて、サービスを組み合わせることで利用できるものであり、障害者にとって大変重要なサービスです。1つのサービスだけではできない方、例えば、四肢麻痺や寝たきり状態の方々を対象となります。なぜこのサービスの給付実績がないか言えば、サービス提供できる事業所がないことが原因となっています。これは、前回の障害福祉計画でも、何とか前に進めていこうとしているが、結果的に進んでいません。この資料に記載がないのは分かるが、計画にはしっかりと盛り込んでいくべきと考えます。

(事務局)

福祉計画には、ご意見いただいた内容で計画に盛り込んでいきたいと考えており、今後のことについても協議をさせていただきたいと考えています。

(委員)

放課後等デイサービスの利用者が増加しているとの説明がありました。放課後等デイサービスのサービス内容は標準化というか統一化されているものなのか、または事業所ごとに特徴があって展開しているものなのか。あわせて、放課後等デイサービスの事業所間での横のつながりはあ

るのか。また、保育所等訪問支援が、令和4年度から事業を開始しているが、どのようなサービスになるのか教えていただきたい。

(事務局)

放課後等デイサービスは、個別支援や集団支援等、事業所ごとに個別のサービスが展開されているものと認識している。自立支援協議会における相談支援部会の中で横のつながりの機会が設けられています。

放課後等デイサービスにおけるサービス形態は多様であり、療育の機会を提供したりするなど、保護者が迎えにくるまで預かりをしています。それぞれ特徴を持った事業所が多くあるため、1つの事業所の利用だけではなく、複数の事業所を利用されている方もおり、このような複数の事業所利用も利用者が増えている要因となっています。また、保育所等訪問支援については、保育所や学校などの現場でサービス提供が可能であり、教育と療育とをすり合わせる機能を持つサービスであると考えています。

(委員)

自立支援医療の中には精神通院だけではないと思いますが、いかがでしょうか。

(事務局)

自立支援医療は3種類あります。精神通院医療、更生医療、育成医療があります。更生医療と育成医療については、主に手足など肢体不自由や心臓など内部障害などにより手術を行う際に補助を受けて医療を受けるという内容になっています。

(委員)

更生医療及び育成医療の利用者状況について、資料に記載がないが、市の管轄ではないのでしょうか。

(事務局)

障害者の状況として、身体、療育、精神の手帳の交付状況を説明しており、自立支援のサービスは、その方々が利用する一部のサービスとなります。精神通院医療については、精神の手帳の交付者以外の利用者も多くいることから、障害者の状況として精神通院医療を報告しています。

(委員)

障害福祉サービスの給付状況について、介護給付に関しては、どうしても肢体不自由等という記載になり、特に資料1の6頁では、介護給付の説明に関して、肢体不自由者となっており、肢体不自由者等という「等」の記載がない。この記載の場合、重度の肢体不自由者のみと受け取られる。肢体不自由者等という表現を使わなくても「障害の重い」などの表現でもよいのではないかと思いました。また、介護給付の説明の中で、「外出時における移動支援」との記載があるが、これは地域生活支援事業でのサービスではないかと思いましたので、この点についてお聞きします。

(事務局)

表現の形については、ご意見をふまえ、今後の資料でも分かりやすい表現に改めます。また、

ここで記載している外出時の移動支援については、同行援護のサービスとなる。地域支援事業でも移動支援のサービスはありますが、ここで記載は、同行援護のサービスとなります。

(委員)

資料の障害福祉サービスの現状は、数字での現状となる、問題は、数字での現状だけではなく、そのなかに、どのような課題があり、今後の方向性を見出すなど、数字をよく分析することが大切だと思います。数字的な現状は、そのまま理解するしかない。資料1の11頁に記載の就労移行支援は事業所が3か所、就労定着支援は事業所が2か所と少ない状況となっています。就労継続支援A型、B型の利用者は多いが、就労移行支援や就労定着支援は利用者が少なくなっています。このことは、制度に関して様々な課題があると思っています。特に就労定着支援は、就労移行支援を利用して働き始めた方々が、その後、6ヶ月後から利用するサービスのため、就労後6か月は何もできません。この6か月間は、給付がない状況で、就労移行支援事業で支援を行っています。就労移行支援は、特に10代から20代の発達障害がある方が利用しており、一般就労ができるように支援をしています。就労移行支援や就労定着支援の事業所は非常に厳しい状況であるため、事業所数が少ないことをよく分析していただきたいと思います。現在の状況では、就労移行支援事業所や就労定着支援事業所はどんどん減って、鶴岡では事業所がなくなる可能性もあります。事業所では運営が大変だということも理解していただきたいと思います。

4 協議 ・ 鶴岡市障害者保健福祉計画と障害福祉計画の次期計画の概要

骨子案について原案のとおり承認

○ 主な発言

(委員)

障害福祉サービスの必要量の見込みの検討について、具体的にどのように検討を行うのか。また、先ほどの山本委員から発言のあった未実施となっているサービスと必要量の見込みとのすり合わせをどのように行うのでしょうか。

(事務局)

障害福祉サービスの必要量の見込みの検討について、増えているサービスに関しては、現在の計画期間で増えている割合を基本として、見込み量を算定していく予定としています。未実施となっているサービスについては、関係者との意見交換や協議会でのご意見をふまえて、例えば3年後といった長期的な視点で見込み量のなかに盛り込んでいきたいと考えています。

(委員)

障害者の権利条約に関係する部分は、計画のなかでどの項目になるのか教えていただきたい。

(事務局)

現在の第2次鶴岡市障害者保健福祉計画のなかで、権利擁護と差別解消という分野で、目標を設定し、主要課題の解決に向けた取組を進めています。国の動向も踏まえながら、次期計画にお

いても、権利擁護と差別解消の取組を進めていきたいと考えています。

(委員)

国の動向が決まれば、取組が分かるということでしょうか。

(事務局)

国から大きく方向性が変わったという通知等はないことから、権利擁護の部分の方向性は変わらないと考えているが、国からの通知等で新たな取組等がある場合は、次期計画において盛り込んでいきたいと考えています。

(委員)

障害者の権利条約に関して、具体的な内容を把握している一般の方が少ないと思うので、障害を持つ当事者も分かるように、権利条約の普及のため、権利条約の内容を分かりやすく周知していただくことはできないでしょうか。

(事務局)

計画のなかで、権利条約の内容を分かりやすく記載できるように事務局で検討を進めていきます。

(委員)

なかなか言いづらいことになります。計画のなかで前向きに努めていくととしているものは多くありますが、医療資源がどんどん少なくなっている現状となっています。鶴岡市では、小児科の医師が少なく、7カ月の乳幼児健診ができなくなっており、健康相談の実施となっています。地域の課題になかなか対応できていない状況となっていることをふまえると、計画で前向きな記載に努めるのは良いが、現実としてはなかなか追いつかないという課題もあり、難しい現状であり、計画での記載が難しいものと考えています。

(委員)

次期計画に関しては、骨子案の説明を受けて、骨子は現計画と同じようになると考えています。そのなかで、基本計画と実施計画を含めた現計画のなかでは、長期的な視点で計画を策定するという考え方はありますが、現状をふまえると疑問に思う計画での記載もあるので、現在の計画での課題を整理して、次期計画でどのように取組んでいくのかをまとめてほしいと考えています。

(委員)

知的障害者相談員の委嘱を受けて、何年か活動をしています。この間、全く知らない方からの相談はありませんでした。知的障害者相談員とはいえ、知っている方とお会いした時に、相談を受けることはあります。障害福祉のしおりのなかに障害者相談員の連絡先は記載されていますが、しおりを見て、障害者相談員に相談の連絡をする方がいるのか疑問に思っています。おそらく、アナウンス不足だったり、障害のあるお子さんを持つ保護者の方に周知されていないのではない

かと考えたりもします。現在、若い母親同士でサークルを立ち上げて、そのサークルで問題を解決しようとしているという現状もあります。現在の知的相談員をどのように活かすのかということを考えていただきたい。先ほどの意見にもあったように、障害福祉サービスの給付等の状況で、以前から行動援護のサービスがない状況となっています。ニーズがないのかもしれないが、行動援護のサービス内容を知っている方は、少ないのではないかと考えています。長期間、行動援護のサービスがないという状況をふまえて、市では、どのように事業所へアプローチをしたのかという点も気になります。私自身、障害を持つ子の親として、制度はあるけれども利用することができないという状況に対して、市で、このままにしておくのかということに疑問を持っています。

(委員)

パブリックコメントを募集することになりますが、その際の資料が膨大な量になるので、協議会の委員に対しては、印刷して渡してもらえると大変ありがたいと思います。

(委員)

療育手帳というのは、名称を愛の手帳としている都道府県もある。資料全体を見て感じたことは、療育に関わる保護者の方々が、障害を持つお子さんを愛する気持ちが持続していくことが大切だと考えています。そのためのサービスだと考えているので、この考え方をふまえた理念というものを大切にしたいと考えています。

(委員)

障害福祉サービスを提供していくなかでは、サービスを提供する側のスキルの向上が必要と考えています。こども医療療育センター庄内支所では、方針として、地域連携ということで、地域への還元ということにも重きを置いています。庄内支所には、言語療法士、作業療法士、理学療法士、発達障害に特化した歯科衛生士の資格を持つ職員がいます。新型コロナも5類となり、職員が、外部で開催する研修会の講師を務めるなど、このような資格を持つ職員が、自らが持つスキルを地域に還元しようという動きがあります。障害福祉サービスに携わる方のスキルアップのためにも、資格を持つ庄内支所の職員のスキルを障害福祉サービスに携わる方へ還元することも検討していただきたいと考えています。

(委員)

お願いを含めて3点申し上げます。1点目は、医療的ケアの必要な児童の卒業後の進路に関しては、関係機関等からも受け入れていただいているが、なかなか選択肢がないので、この計画のなかでも取組を進めていただけるとありがたいと思います。2点目は、卒業生に関して、障害福祉サービスを提供する事業所に通所等をしているが、学校に在学していた時よりも早く自宅に帰ることになるため、自宅に帰ってからの安全な生活の場の確保ということを計画に盛り込んでいただけるとありがたいと思います。最後の3点目は、養護学校主体で、共生社会の実現に向けた

地域との交流活動を実施していたが、新型コロナが流行したこの4年間、地域の方との交流が実施できていない状況となっています。平成11年度から実施しているこの地域との交流活動を再開し、以前のように活動を広げていきたいと考えた時に、市や地域の方々も主体的に関わっていただいて、養護学校として活動できるような内容を計画に盛り込んでいただけるとありがたいと思います。

(委員)

障害のあるなしに関わらず、共に暮らすことができる共生社会の形成を目指して、日々の教育に取り組んでいます。これまでの考え方を変えていきたいと思っています。障害があってもいろいろなことができることを示したいと考えており、特に働くことができることを示していきたいと考えています。ハローワークをはじめとして、いろいろな企業への働きかけに取り組んでいただいております。今後も更に行政と一緒に取り組んでいきたいと考えています。障害者の雇用率に関して、全国的にみても山形県は低い方になっているので、行政と一緒に障害者の就労に向けた取り組みを進めていきたいと考えています。

(委員)

障害者支援のフィールドの広さを改めて感じている。ハローワーク鶴岡では、働く意欲のある方が、希望のところにマッチング、定着するという業務を担っているなかで、障害者施策とどのように連携をしていけばよいのかということに関して、なかなか連携が難しい状況です。今後、連携する機会がいろいろとあればよいと思います。障害者支援に関しては、奥の深いテーマだと思しますので、今後ともご指導方よろしく申し上げます。

(委員)

各市町村で、提供できるインフラは限られているので、そのなかで需要と供給のバランスをとり、提供できるサービスを考えることになる。例として、就労移行支援の需要が高まっているのであれば、就労移行支援のサービス提供を強化できるように、可能な範囲で、行政としてできることを進めてほしいと考えています。

(委員)

今年度、15年ぶりに庄内児童相談所勤務となった。15年間で大きく社会が変化している。この計画を作成した5年前に比べると、社会全体の考え方やルールなどが大きく変わってきています。この度の計画は、6年後を見据えた計画を策定していくなかで、行政として、将来のこともイメージしていく必要があると思っています。どのようなことができるかということ考えたときに、多くの関係者の方々の意見をしっかり聞いたうえで、計画に反映していくことが重要だと考えています。行政として考えていることが正しいと思って進めたところ、民間の方々の意見が正しいということが私の経験上もあるので、多くの皆さんの声を聞く必要があると考えています。

(委員)

私がこの障害者施策推進協議会の委員になって、だいぶ経ちます。現在の状況を見た時に、まだもの足りないという感じを受ける。第2次鶴岡市障害者保健福祉計画のなかに、地域生活支援拠点との記載があり、面的整備となっている。整備されたと思うが、障害者やその保護者が、この拠点を利用したいという気持ちになっているかということに思いを巡らせていないのではないかと思います。例えば、事業所に通っている障害者やその保護者は、障害者が60歳を超え、保護者は90歳を超えている方もおり、在宅でがんばっている方もおり、長年、一緒に生活をしており、なかなか離れがたい状況になっていると思います。そのような状況で、万が一の時に、どう対応するのかということが心配になっています。この地域生活支援拠点に関しても、計画に盛り込まれると思うが、果たして、面的整備のみでやっていけるのかと思っているところです。

(委員)

障害者権利条約に関して、鶴岡市の計画とどのように関係するのか。できれば計画のなかに入れてほしい。また、障害者権利条約の総括所見というのが、2022年に公表されていると思う。総括所見の情報の普及をお願いします。

(委員)

グループホームの課題をお話しします。資料1の9頁に記載のように、グループホームの利用者は、242名となっており、利用者は多いと思います。課題として、グループホームは、就労継続支援B型事業所を運営する法人が、グループホームも運営しています。なぜかという、単独でグループホームを運営するには、資金的にも経営的にも大変だという状況のなかで、就労継続支援B型事業所とグループホームを合わせて運営すれば、なんとか運営ができるという状況になっているためです。基本的にグループホームは、就労継続支援B型などの事業所とセットで運営するものではなく、事業所を利用しなくても、グループホームを利用できるという仕組みになっていますが、実態としては、グループホームを利用する場合は、就労継続支援B型などの事業所も合わせて利用する状況となっています。就労継続支援B型からA型に事業所が変わっても、そのままグループホームに残ってもらうように対応している事例もありますが、問題は、障害者が事業所とセットではなく、単独で利用するグループホームが少ないということです。現在の障害福祉計画の34頁に、住まいの場の確保として、グループホーム事業所の新規開設や公営住宅の利用促進を図るとともに、公営住宅のグループホーム化についても実施に向けて検討を進めるという記載があります。これは、国交省が公営住宅もグループホームとして利用できるような制度としたことから、このような記載になっていると思っています。鶴岡の現状を考えた時に、公営住宅をグループホーム化するのは難しいと思います。公営住宅をグループホーム化する場合、事業者が市に相談するという仕組みなので、これでは進まないと思うので、今後のグループホームについて、計画のなかにもりこんでいただきたいと考えています。また、この障害者施策推進協議会での意見が計画に反映されるのかという点になります。今後、この計画の原案は、第2次鶴岡市障害者保健福祉計画の65頁に記載の策定委員会で作成することになるのではないのでし

ようか。障害者施策推進協議会でいろいろな意見を聞くけれど、予算等の問題という理由で、どこかで抑えられた計画になっていくのではないかという老婆心があるので、この点について教えていただきたい。

(委員)

障害者施設鶴峰園の本間です。次期計画のなかで、現在のサービスと新規サービスの必要量の検討という説明がありました。事業所側からすると、そういうところをふまえて事業の展開を行っていくところもあるので、必要量だけではなく、現在のニーズや考えられるニーズということも踏まえて、検討を進めていくとよいのではないかと思います。

(副会長)

私達の団体は、身体に障害のある方々で、障害理解、社会参加の活動を行う任意団体になります。子どもからお年寄りまで、障害福祉に関する説明をいろいろお聞きして、勉強させていただいているところです。私達会員の状況を考慮すると、身体障害者手帳の交付状況として、75歳以上が52%となっており、高齢者が多く、免許を返納する方もいる。社会参加ができない理由として、タクシーで移動するには経済的に厳しいなど移動手段に悩んでいる意見が多くなっている。この計画に、障害のある人にやさしい地域社会を実現するためにということで、生活環境の充実等を掲げているので、これからの計画のなかでも障害のある人が参加しやすい環境になることを願っています。

(会長)

パブリックコメントに関して、この資料では、1月に協議会開催予定となっており、この1月の協議会で計画の案が示されるということによいのでしょうか。

(事務局)

2回目の協議会で具体的な方向性にもとづいてどのような取組をしていくのかを協議会にお諮りして、ご意見を伺う予定で考えています。

(会長)

そうすると、協議会の後に庁内検討会がある予定なので、この庁内検討会で訂正になった部分を委員の皆さんにお知らせいただく方法もよいのではないかと思います。参考にさせていただければと思います。先ほどの質問に関して、事務局から回答をお願いします。

(事務局)

関係各課の職員が参加するワーキンググループを立ち上げており、現状の課題や方向性を含めた次期計画に関する検討を行っています。このワーキンググループでの検討結果をふまえて、庁内の策定委員会で意見を伺った後、鶴岡市障害者施策推進協議会にお諮りしてご意見を伺っています。その後、再度、ワーキンググループでの検討、策定委員会、協議会を開催してご意見を伺

う予定となっています。

(会長)

本日の意見を参考にして、計画の策定に役立てていただきたいと思います。委員の皆様から、いろいろなご意見を頂戴いたしましてありがとうございました。それでは、特にご意見等が内容ですので、この鶴岡市障害者保健福祉計画と障害福祉計画の次期計画の概要のうち、骨子案について、案のとおり決定してよろしいでしょうか。

(異議なし)

それでは、この案のとおり決定いたします。